

JOYO BANK NEWS LETTER

2019年10月16日

台風19号にかかる義援金の取り扱いについて

このたびの台風19号により被害を受けられた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。常陽銀行(頭取 笹島 律夫)は、被害を受けられた皆さまへの義援金の受付を下記のとおり行いますので、お知らせいたします。

義援金は、被害を受けられた皆さまの支援や自治体が行う災害復旧対策・復興事業などに活用されます。

記

1. 今回取り扱いを開始する義援金

義援金振込先名義	支店名	科目	口座番号	取扱期限
日本赤十字社 茨城県支部	本店営業部	普通	3843763	2020年1月31日
茨城県共同募金会 台風19号	本店営業部	普通	3843718	2020年1月31日
茨城新聞義援金	本店営業部	普通	2198470	2020年1月31日

※当行本支店窓口、アクセスジェイおよびATMからのお振込みの場合、お振込手数料は無料となります。

ただし、時間外のATMのご利用、他行カードを利用してのお振込みは所定のお振込手数料がかかりますのでご注意ください。アクセスジェイ以外のインターネットバンキングを利用してのお振込みにつきましては、所定のお振込手数料がかかる場合がございます。

2. 義援金の税制上の優遇措置(寄付金控除)

本義援金は税制上の優遇措置があります。優遇措置を受ける場合には、お振込みをした際の振込金受取書(お振込みをしたことが分かる明細票)が必要となりますので、大切に保管ください。なお、アクセスジェイからのお振込で証明書が必要な場合には、お取引店にお問い合わせください。

優遇措置の内容等については、お客さまの顧問税理士や最寄の税務署または各市町村にご相談ください。

以上



常陽銀行

MEBUKI
めぶきフィナンシャルグループ

常陽銀行

〒310-0021 茨城県水戸市南町2-5-5

Tel. 029-231-2151(代表) www.joyobank.co.jp